

令和8年 4月 6日
京都市 保健福祉局 医療衛生推進室 医療衛生企画課
(担当：小野、小谷 075-222-3429)

京都市衛生総合情報システムの再構築に関する受託事業者の公募について (プロポーザル説明書)

京都市衛生総合情報システム（以下「システム」という。）の再構築に関する受託事業者の選定に当たり、公募型プロポーザル方式による企画競争選定を行うので、次のとおり提案を募集する。

1 委託業務の目的

(1) 現状

- ・現在稼働中のシステムは、自治体における保健所業務のうち、食品衛生、生活衛生及び動物関係業務の台帳管理を行うためのシステムとして、平成26年度に導入し運用を開始した。
- ・現行システムは民間業者が開発したパッケージソフトをベースとしており、本市が保有する仮想基盤上に構築しオンプレミスとして稼働しているが、サーバOSのサポートが終了する令和8年度中にシステム更新（再構築）を行うものである。

(2) 課題

- ・現行システムは以下の事項が実現できておらず、更新（再構築）に当たっての課題である。
 - ① 現行システムの稼働には専用端末（PC及びプリンタ）が必要であること。
 - ② 監視業務の記録管理がデジタル化できていないこと。
 - ③ 一部の手続についてオンライン化に至っていないこと。
 - ④ 厚生労働省の食品衛生申請等システムと連携が図れていないこと。

(3) 目的

- ・再構築後のシステム（以下「新システム」という。）は、上記①～④の課題を改善し、現行システムからの機能向上を図るとともに、「京都市DX推進ための基本方針」の考え方を踏まえ、「行政サービスのDX」と「内部事務のDX」の促進が可能なシステムとして再構築することを目的とする。

2 委託業務の内容

(1) 件名

京都市衛生総合情報システムの再構築に係る業務委託

(2) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(3) 委託内容

別紙1「京都市衛生総合情報システムの再構築に関するプロポーザル仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

3 契約上限額

金35,412,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

- ・令和8年度に生じる以下に示す全ての費用を契約予定価格とする。ただし、令和9年度以降に発生する費用（運用保守費用など）については上記契約上限額には含めない。

<本委託業務の範囲（契約金額の対象）>

- ・新システムの再構築に係る費用（設計、開発、テストなど）
- ・現行システムからのデータの移行に係る費用
- ・本市職員に対する研修に係る費用
- ・システム使用・保守管理、データセンター使用等に係る経費（令和8年度分のみ）
- ・その他本委託業務で発生する一切の費用

<本委託業務の範囲外のうち主なもの（契約金額の対象外）>

- ・システム使用・保守管理、データセンター使用等に係る経費（令和9年度以降）
- ・システム利用端末（職員用パソコン）の調達に係る経費
- ・タブレット端末リース費用、回線使用料に係る費用 等

4 プロポーザルの参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- ・京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿に登載されている者（以下「競争入札参加有資格者」という。）であること。

なお、競争入札参加有資格者でない場合であっても、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者である場合は、競争入札参加有資格者とみなす。

- ・京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- ・プライバシーマーク制度、情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度（ISMS）などによる情報セキュリティに関する資格を有していること。
- ・他の都道府県、政令市又は中核市において、提案されるシステムの導入実績が3例以上あること（導入時期及び管理業務は問わない）。

5 応募手続等

プロポーザルに応募する者は、次のとおり、参加表明書、企画提案書等を提出すること（提出先は、後記「11 問合せ先及び提出先」のとおり）。

(1) 関連書類の交付

プロポーザルに関する書類を、京都市ホームページ「京都市情報館」上で次のとおり交付する。ただし、交付する資料の一部（後記ア(イ)～(カ)）には、機密として取り扱う情報を含むため、別途手交又は郵送により交付する。

ア 交付書類

- (ア) 京都市衛生総合情報システムの再構築に関する受託事業者の公募について（プロポーザル説明書）（本書）
- (イ) 京都市衛生総合情報システムの再構築に関するプロポーザル仕様書（別紙1）
- (ウ) 電子計算機による事務処理等（システム開発・保守）の委託契約に係る共通仕様書（別紙2）
- (エ) 個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書（別紙3）
- (オ) 京都市情報セキュリティ対策基準（別紙4）
- (カ) 京都市クラウドサービス選定基準（別紙5）
- (キ) 京都市衛生総合情報システムの再構築に関するプロポーザル企画提案書等作成要領（別紙6）
- (ク) 提案内容評価要領（別紙7）
- (ケ) 提案内容評価表（別紙8）

イ ア(イ)～(カ)の交付について

- (ア) 交付期間：令和8年4月6日（月）から4月28日（火）まで
（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。）
- (イ) 交付方法
 - ・「京都市衛生総合情報システムの再構築に関する受託事業者の公募に関する文書、図画及び電磁的記録の取扱いについて（誓約書）」（様式1）に代表者（受任者がある場合はその受任者）、管理責任者の記名等及び押印したものと引き換えに交付する。
 - <手交を希望する場合>
 - ・事前に本市担当者に連絡のうえ、京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課（以下「医療衛生企画課」とする。）の執務室にて交付する。
 - <郵送による交付を希望する場合>
 - ・事前に本市担当者に連絡のうえ、上記誓約書及び返信用封筒（レターパックプラスなど追跡可能なもの）を医療衛生企画課宛に送付すること。原則、本市から翌営業日に必要書類を返送する。

(2) 参加表明書等の提出

次の書類を期限までに提出すること。

なお、提出は持参又は郵送のどちらでも可とする。

ア 提出書類

- (ア) 参加表明書（様式2）
- (イ) 会社概要（様式3）※記載事項が満たされていれば任意様式でも可
- (ウ) プライバシーマーク制度、情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度（ISMS）などによる情報セキュリティに関する資格を有していることを証明する書類（写しでも可）

イ 提出部数 1部

ウ 提出期限 令和8年4月28日（火）午後5時（必着）

(3) 企画提案書等の提出

別紙6「京都市衛生総合情報システムの再構築に関するプロポーザル企画提案書等作成要領」に基づき、次の書類を提出すること。提出は持参又は郵送を問わず、記載事項が満たされていれば任意様式でも可とする。

ア 提出書類

- (ア) 企画提案書（任意様式）
- (イ) 企画提案書記載事項確認書（様式4）
- (ウ) 見積書（様式5）
- (エ) 経費内訳書（様式6）

イ 提出部数 別紙6のとおり

ウ 提出期限 令和8年5月29日（金）午後5時（必着）

(4) その他

ア この公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 失格となる参加表明書、企画提案書等

参加表明書、企画提案書等が、次の事項のいずれかに該当するものは、失格となる場合がある。

なお、失格となった場合は、別途通知する。

- (ア) 提出期限、提出先及び提出方法に適合しないもの
- (イ) 指定する様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの
- (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (エ) 虚偽の内容が記載されているもの

ウ 制約事項

- (ア) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (イ) 提出された書類は、事業者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。
- (ウ) 提出された書類は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。
- (エ) 提出された書類は、提出期限後の差替え及び再提出は一切受け付けない。ただし、本市が求める場合はその限りではない。
- (オ) 提出された書類は全て返却しない。

6 質問期限及び回答

(1) 質問のできる者

本件に関して質問のできる者は、前記「5 応募手続等」の参加表明書を提出した者とする。

(2) 質問提出期限

令和8年4月28日（火）午後5時（必着）

※質問提出期限後の質問は、一切受け付けない。

(3) 質問方法

医療衛生企画課（担当：小野、小谷）に電子メールで問い合わせること（様式自由）。面談又は電話等での質問は一切受け付けない。

メールを送信する場合は、必ずタイトルに「【プロポーザル】」の文言を付すこと。

なお、電子メール送信後は、必ず電話連絡により上記担当者に受信確認を行うこと。

(4) 回答期限

令和8年5月15日（金）までに、参加表明書の提出のあった者全員に対し、質問事項及びその回答を電子メールで通知する。

7 企画提案書に関するプレゼンテーション

提出された企画提案書等の内容について、次のとおり提案者のプレゼンテーションを実施する。

(1) 実施時期

令和8年6月8日（月）～6月12日（金）の間で別途指定する日（予定）

(2) 実施場所

京都市役所内（予定）

(3) 注意事項等

- ・プレゼンテーションは、実施体制の責任者又はリーダーが行うこと。
- ・プレゼンテーションの実施時間は、概ね50分以内とし、企画提案の説明時間は、30分程度、本市からの質問及びその回答時間は、20分程度とする。
- ・プレゼンテーションに参加しなかった提案者は失格とする。
- ・プレゼンテーションの方法は提案者の任意とする。
- ・プレゼンテーションに必要なパソコン等は提案者が用意すること。プロジェクター、スクリーン又はディスプレイを本市で用意することを希望する場合は、事前に申し出ること。
- ・審査は事業者名を伏せて行うため、プレゼンテーションにおいて提案者の名称等（提案者を類推できる表現を含む。）は言及しないこと。

8 受託候補者の選定に関する審査

別紙7「提案内容評価要領」及び別紙8「提案内容評価表」のとおりとする。

9 受託者の決定

(1) 受託候補者の選定

前記「8 受託候補者の選定に係る審査」に基づき、企画提案書及びプレゼンテーションの内容等について審査を行い、全ての提案者の順位を決定し、最も優れていた者を受託候補者（第一交渉権者）に選定する。

(2) 審査結果の通知

- ・審査結果については、書面をもって通知する（令和8年6月18日（木）頃に発送予定）。
- ・通知内容に疑義のある提案者が説明を求める場合は、令和8年6月26日（金）午後5時までに書面で、医療衛生企画課まで提出すること。
- ・提出は持参によるものとし、郵便及び電送（電子メール、FAX等）によるものは認めない。
- ・提出のあったものについては、提出から概ね1週間以内に書面をもって回答する。

(3) 受託者の決定

受託候補者と協議し、仕様等契約内容について合意した場合は、契約を締結する。

なお、受託候補者（第一交渉権者）と協議し、合意しなかった場合は、次順位の交渉権者を新たな受託候補者として協議を行う。

(4) 選定結果の公表

京都市ホームページ「京都市情報館」において、参加した事業者数及び評価点等の審査結果を公開する。ただし、第一交渉権者以外の参加した事業者名は非公開とする。

10 契約に関する基本的事項

(1) 契約金額

契約金額は、受託候補者の提示価格（見積金額）に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。

(2) 契約内容

契約内容は、仕様書、企画提案書、プレゼンテーションの内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。ただし、提案内容は、実現を確約したものとみなす。

(3) 契約期間

契約の期間は、契約締結日から令和9年3月31日（水）までとする。

なお、令和9年度以降も年度ごとに運用保守等に関する契約締結を想定しているが、本市の予算の範囲内で実施するものとし、契約時点において契約及び契約金額を確約するものではない。

(4) 特約事項

- ・企画提案内容の実現に必要な追加費用及び別途費用は、全て受託者の負担とする。
- ・企画提案書等に記載された、システムの運用保守等に関する契約は、令和9年度以降の契約金額を保証するものではなく、予算の範囲内において実施する。
- ・受託者が、システムの保守等に関する契約について、企画提案書等に記載された金額で履行できない場合は、本市に対し、違約金を支払わなければならない。

(5) 再委託の禁止

受託者は、本市の許可なく本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(6) 契約保証金

免除する。

(7) 委託料の支払

全業務完了後、受託者の請求により、支払を行う。

(8) 進捗管理

本市は、適宜、進捗状況について評価を行う。その結果、契約の目的を達成することができないと判断したときは、途中で契約を解除することができる。ただし、利用可能な成果物があるときは、引渡しを受けることがある。そのときは、その成果物に相応する委託料を支払うものとする。

(9) 契約不適合責任

ア 本市は、引渡しを受けた契約目的物が種類、品質又は数量に関して契約の目的に適合しないものであるとき（その引渡しを要しない場合にあつては、委託業務が終了した時に当該業務の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき）は、受託者に対してその不適合（以下本条において「契約不適合」という。）の修正等の履行の追完（以下本条において「追完」という。）を請求することができ、受託者は、当該追完を行うものとする。ただし、本市に不相当な負担を課するものではないときは、受託者は本市が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができる。

イ 本市は、契約不適合により損害を被った場合、受託者に対して損害賠償を請求することができる。

ウ 本市は、契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合で、契約不適合により契約の目的を達することができないときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

エ 受託者が本項目で定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、引渡しを受けた日から2年以内に本市から契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、引渡しを受けた時点において受託者が契約不適合を知り若しくは重過失により知らなかった場合、又は契約不適合が受託者の故意若しくは重過失に起因する場合にはこの限りでない。

オ アからイまでの規定は、契約不適合が本市の提供した資料等又は本市の与えた指示によって生じたときは適用しない。ただし、受託者がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

11 問合せ先及び提出先

京都市 保健福祉局 医療衛生推進室 医療衛生企画課 担当：小野、小谷

住 所：〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所北庁舎3階

電 話：075-222-3429 FAX：075-213-2997

メール：kenkoanzen@city.kyoto.lg.jp

<参考>スケジュール（提出期限など）

イベント等	期限等
プロポーザルに関する書類の交付	4月6日（月）～4月28日（火）午後5時
参加表明書等の提出	4月6日（月）～4月28日（火）午後5時
質問提出期限	4月6日（月）～4月28日（火）午後5時
企画提案書等の提出	4月6日（月）～5月29日（金）午後5時
プレゼンテーションの実施	6月8日（月）～6月12日（金）（予定）
審査結果通知の発送	6月18日（木）頃